

平成28年

第4回市議会定例会 議案第23号

函館市水道事業給水条例の一部改正について

函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月2日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例

函館市水道事業給水条例（昭和34年函館市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 水道の使用を中止するとき。

(3) 中止している水道の使用を再開するとき。

第28条に次の1項を加える。

2 料金を算定する場合における1月とは、料金の徴収上管理者が区分して定めるおおむね1月の期間をいうものとする。

第29条および第30条を次のように改める。

（使用水量の計量等）

第29条 使用水量は、管理者が定める隔月の期間ごとに水道メーターにより計量する。ただし、管理者が必要と認めるときは、管理者が定める毎月の期間ごとに計量することができる。

2 前項の場合において、同項に規定する計量の期間の中途において、水道の使用をやめ、もしくは中止し、または水道メーターの口径もしくは用途を変更したときは、その都度使用水量を計量する。

3 第1項本文の規定により計量した場合（前項の規定の適用がある場合を含む。）において、2月分の使用水量が生じたときは、その使用水量を各月分の使用水量が均等となるように分割するものとし、各月

分に分割した使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は、全て当該2月分のうち前の月分の使用水量として合算するものとする。

(基本料金の特例)

第30条 月の中途において、水道の使用を開始し、やめ、もしくは中止し、または中止しているその使用を再開した場合における当該月の基本料金の額は、第28条第1項の表に掲げる1月当たりの基本料金の額を30で除して得た額に使用日数を乗じて得た額（当該額が当該基本料金の額を超えるときは、当該基本料金の額）とする。

2 月の中途において水道メーターの口径を変更した場合における当該月の基本料金の額は、変更前の口径に応じた第28条第1項の表に掲げる1月当たりの基本料金の額を30で除して得た額に変更前の使用日数を乗じて得た額（当該額が当該基本料金の額を超えるときは、当該基本料金の額）および変更後の口径に応じた同表に掲げる1月当たりの基本料金の額を30で除して得た額に変更後の使用日数を乗じて得た額（当該額が当該基本料金の額を超えるときは、当該基本料金の額）の合計額とする。

第30条の次に次の1条を加える。

(水量料金の特例)

第30条の2 月の中途において、水道の使用を開始し、やめ、もしくは中止し、または中止しているその使用を再開した場合における当該月の第28条第1項の表に掲げる水量料金に基づき算定した額は、その1月未満の期間の使用水量を1月当たりの使用水量とみなして同表の規定に基づき算定した額とする。

2 月の中途において水道メーターの口径または用途を変更した場合における当該月の第28条第1項の表に掲げる水量料金に基づき算定した額は、その変更による変更前の1月未満の期間については当該期間の使用水量を1月当たりの使用水量とみなして変更前の口径または用途別の使用水量に応じて同表の規定に基づき算定した額とし、その変更による変更後の1月未満の期間については当該期間の使用水量を1

月当たりの使用水量とみなして変更後の口径または用途別の使用水量に応じて同表の規定に基づき算定した額とする。

附 則

- 1 この条例は，平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第28条から第30条の2までの規定は，平成29年5月以後の月分として徴収する料金について適用し，同年4月までの月分として徴収する料金については，なお従前の例による。

(提案理由)

月の中途において水道の使用を開始する場合等における水道料金の算定方法を改め，および水道の使用の中止等をする場合の届出に関する規定の整備等をするため